２．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産
定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。
建物　　３年～18年
工具器具備品　４年～15年
⑵　無形固定資産
定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。
３．賞与に係る引当金の計上基準
（一般勘定）
役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当期に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。
（国選弁護人確保業務等勘定）
役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当期に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、委託費により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。
４．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法
（一般勘定）
国との人事交流による出向職員であり国に復帰することが予定されており、当センターから退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。
上記以外の職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。また、役員への退職手当の支出に備えるため､内規に基づく期末要支給額を計上しております。
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
過去勤務費用及び数理計算上の差異は、各期の発生時に費用処理することとしております。
退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。
（国選弁護人確保業務等勘定）
国との人事交流による出向職員であり国に復帰することが予定されており、当センターから退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。
上記以外の職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。また、役員への退職手当の支出に備えるため､内規に基づく期末要支給額を計上しております。
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
過去勤務費用及び数理計算上の差異は、各期の発生時に費用処理することとしております。
退職一時金については、委託費により財源措置がなされる見込みであるため、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。
５．民事法律扶助事業の立替金に係る会計処理の特例
総合法律支援法施行規則第15条の規定に基づき、民事法律扶助業務において、報酬等を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権については、これを取得した時点においては、当該立替えに係る金額に相当する額を資産見返運営費交付金として計上し、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用が発生した時点においては、当該費用に相当する額を資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替え、当該立替金債権の償還を受けた時点においては、資産見返運営費交付金を運営費交付金債務に振り替えております。
６．貸倒引当金の計上基準
将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
７．棚卸資産の評価基準及び評価方法
先入先出法による低価法を採用しております。
８．収益及び費用の計上基準
当センターの主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
政府受託収益
政府受託収益は、国からの国選弁護人確保業務等委託費であり、総合法律支援法等に基づいて業務を履行する義務を負っております。当該履行義務は、国選弁護人等から報告書が提出された時点で履行義務を充足するものとして収益を認識しております。
９．リース取引の処理方法
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
10．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
（法人単位）

注記事項

１．区分経理関係
総合法律支援法第43条に基づき、同法第30条第１項第６号及び第９号の業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理（国選弁護人確保業務等勘定）と、その他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分して整理しております。
２．貸借対照表関係
⑴　資産除去債務に関する注記
①　当該資産除去債務の概要
事務所の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務であります。
②　当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物附属設備の耐用年数（３～18年）をもとに見積もっております。割引率は当該期間を勘案し、使用見込期間に見合う国債の利回りを参考に算定しております。
③　当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	244,666,948円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,736,416円
時の経過による調整額	2,199,588円
資産除去債務の履行による減少額	3,286,183円
期末残高	245,316,769円

⑵　債務保証に関する注記
支払保証立担保について被援助者に対して債務保証を行っております。
債務保証額　334,734,000円